

施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為 (平準化国債) の活用

○ 国土交通省所管の個別補助事業について、以下のような平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為の設定が可能※

- ① 適正な工期を確保するとともに年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない工事についても2カ年国債を設定すること
- ② 年度末や年度当初からの施工を確保する観点等から、契約初年度に支出を要さない国庫債務負担行為（いわゆる「ゼロ国債」）を設定すること

➡ 地方公共団体においては、平準化国債により次年度にわたる国庫負担の見通しを確保しつつ、自ら債務負担行為を設定し、**施工時期の平準化や切れ目ない事業執行を推進することが可能** ※測量、設計等の業務についても可能

